各都道府県水道行政担当部(局) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

生活基盤施設耐震化等交付金の交付にあたり PPP/PFI の導入に関する民間提案を求めて適切な提案を採択する要件の導入について

生活基盤施設耐震化等交付金については、「生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱」及び「水道施設整備事業に係る評価等の実施について」(令和3年2月5日付け薬生水発0205第1号水道課長通知)に則り、一定規模以上の水道整備事業において、PPP/PFI手法の導入検討等を交付の要件としているところです。

一方、令和4年6月3日にPFI推進会議(会長:内閣総理大臣)が決定した「PPP/PFI推進アクションプラン(令和4年改定版)」において、重点分野の1つである水道分野について、「水道の整備等に係る国費支援に関して、PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め適切な提案を採択することを要件化することについて検討し、令和4年度中に結論を得る」ことが求められています。

これを受け、「一定規模以上の水道整備事業を実施する場合には、PPP/PFI の導入に関する民間提案に対する受付窓口を明確にし、事業の実施見通しを公表した上で、民間提案を受領した場合にはその適切性を検討の上、検討結果を厚生労働省に提出し、厚生労働省による検証を経ること」を、本交付金の令和 6 年度以降の交付要件とする予定です。交付要件の内容については、別紙を御参照ください。

詳細については改めて令和 5 年 3 月末に通知しますが、対象となる事業を令和 6 年度に要望する場合は、

- ・PPP/PFI の導入に関する民間提案に対する受付窓口の設置
- ・該当する事業の実施見通しの公表

等の措置が必要になることから、予め要件化の内容について周知し、必要な準備をお願いするものです。

各都道府県におかれては、この旨、貴管下の厚生労働大臣認可及び都道府県知事認可の水道事業者等に対しても周知していただくようお願いします。

PPP/PFI の導入に関する民間提案を求めて適切な提案を採択する要件

(1) 対象水道事業者

計画給水人口 10 万人以上の水道事業者等(水道用水供給事業者や一部事務組合の場合には、対象となる計画給水人口の合計が 10 万人以上の場合とする)。

(2) 対象事業

生活基盤施設耐震化等交付金を活用して実施する事業のうち、全体事業費が 10 億円以上と見込まれる水道整備事業 (ただし、令和 5 年度又はそれ以前に詳細設計に着手済の事業や、災害・事故対応等の観点から早急に着手する必要がある事業を除く)。

(3) 対象とする PPP/PFI スキーム及び民間提案

本要件の対象となる PPP/PFI 方式は、コンセッション、PFI、DB、DBO、DBM 等を指す。本要件において、「民間提案」とは、コンセッション及び PFI については、PFI 法第 6 条による民間提案をいい、その他の PPP 事業については、PFI 法第 6 条による民間提案に準じて行われるものとする。

(4) PPP/PFI 提案窓口の設置

(2)の対象事業を実施する水道事業者等は、遅くとも当該事業実施の前年度の4月1日時点で、ホームページ等に、民間事業者からのPPP/PFIの導入の提案窓口に関する情報を掲載すること(別添設置イメージを参照)。

(5) 事業見通しの公表

(2) の対象事業を実施する水道事業者等は、遅くとも、対象事業に関して初めて交付金を要望する年度の4月1日までに、対象事業の事業見通し(事業内容や対象施設等)を予め公表すること。(例: 令和6年度予算で初めて基本検討・設計や詳細設計の要望を行う事業については、令和5年4月1日時点での実施見通しの公表が必要)

ただし、事業見通しに相当する情報が、当該水道事業者等が策定する計画や戦略等(水道事業 ビジョン、経営戦略等)に含まれており、それが公表されている場合には、これらをもって事業 見通しを公表済みとすることができる。

水道事業者等は、対象事業に関し民間事業者から相談があった場合においては、有益な提案を促すため、可能な範囲で適切に情報提供を行うよう努めるとともに、必要に応じ事前ヒアリング等を行うこと。

(6) 民間提案があった場合の水道事業者等における提案の採否の検討方法

(2)の対象事業に関し、民間事業者から提案を受けた場合には、その旨速やかに厚生労働省に報告するとともに、「PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル(令和3年4月 内閣府民間資金等活用事業推進室)」」等を参照しつつ、民間提案の採否について検討すること。また、検討結果については、提案民間事業者に遅滞なく通知すること。

 $^{^1\} https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual_minkanteiansuishin.pdf$

(7) 厚生労働省への報告

(6)で民間提案の採否を検討し、その結果、民間提案を採用せずに事業を実施する場合には、 民間事業者からの提案書及び(6)の検討結果の報告書を、事業実施前年度の9月30日までに厚 生労働省まで報告すること。なお、厚生労働省において検討した結果、水道事業者等による民間 提案を採用しないという検討結果が妥当と判断した場合のみ、当該事業を生活基盤施設耐震化等 交付金の交付対象とする。

なお、(6)により厚生労働省に対し報告された対象事業のうち、全体事業費が30億円以上と 見込まれる事業又は(6)の検討結果の通知を受けた民間事業者から内閣府に対し不服申し立て があった事業については、厚生労働省は内閣府に協議を要する点について留意されたい。

(8) その他

これによりがたい場合は、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課まで相談されたい。

別添

民間事業者からの PPP/PFI の導入に関する提案窓口の設置イメージ

○○市水道事業に関する PPP/PFI 提案窓口

以下のリンク先に掲載されている各種計画等に掲載された事業に関し、PPP/PFI

方式(コンセッション、PFI、DB、DBO、DBM等)による事業の御提案がございまし

たら、以下担当まで御連絡ください。

■ ○○市水道事業ビジョン

■ ○○市水道経営戦略

御提案については PFI 法第6条による民間提案に相当するものを基本といたしま

すが、提案書に記載する項目については、提案する PPP/PFI 方式に応じ、簡略化す

ることが可能です。提案の検討にあたっては、以下 HP の参考資料を御確認くださ

い。

■ PPP/PFI 事業民間提案推進マニュアル(R3.4 内閣府 PPP/PFI 推進室)

可能な限り、提案前に事前相談をお願いします。

なお、提案書については、交付申請にあたり、厚生労働省や内閣府に情報提供す

る可能性がある旨、予め御了承ください。

担当:〇〇市水道局〇〇課

電 話:***-***

3